

第7章 安全で衛生的な生活環境の整備

第1節 健康危機管理体制

現状と課題

関係機関による連携・協力体制

- 県民の生命や健康を脅かす事態の発生し、又は発生するおそれがある場合には、健康被害の発生予防、拡大防止等を図るため、健康危機に対する管理体制の確保が必要です。
- このため、県では「山梨県健康危機管理基本指針」（平成13年10月）を定め、医薬品、毒物劇物、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因による健康被害の発生や大規模な自然災害の発生など、県民の生命や健康を脅かす健康危機に迅速かつ適切に対応することとしています。
- 特に、重大な健康被害が発生した場合には、福祉保健部関係各課、感染症対策センター感染症対策グループ、知事政策局広聴広報グループ、防災局防災危機管理課、消防保安課、警察本部生活安全捜査課と捜査第一課等関係課で構成する健康危機管理対策本部を設置し被害の拡大を防止します。
- 各保健所においては市町村、医療機関と連携を図る中で所管区域内における健康危機に対応するために、また、衛生環境研究所においては健康危機管理発生時の原因究明のための試験検査などを円滑に行うために、それぞれ「健康危機管理対策要領」を定め、人命の救助と被害の拡大防止に備えています。

施策の展開

関係機関による連携・協力体制の強化

【関係機関による連携の強化】

- 「山梨県健康危機管理基本指針」に基づき、健康被害の発生予防と拡大防止対策に努めるとともに、「山梨県危機管理基本方針」により、関係機関との連携を強化する中で総合的な対策や実働的な訓練を実施します。

被害状況の収集と適切な情報の提供

【被害状況、対処方法、注意事項等の情報の収集と提供】

- 健康危機発生時には、被害状況等各情報を正確に収集し、集約した情報を適切に発信することが非常に重要です。このため、情報の伝達手段や体制を検証するため、保健所等で情報伝達訓練を実施します。

新たな感染症への対応

- 新たな感染症については、第5章第8節『新興感染症発生・まん延時における医療』、第5章13節『その他の疾病等』により対応します。

大規模自然災害の対策の強化

【要配慮者対策の促進】

- 高齢者や障害者等の要配慮者の避難支援体制の整備や必要な医療の確保を促進するため、市町村等と連携し、要配慮者を対象とした避難誘導、福祉避難所¹⁰⁴設置・運営訓練を通じて、市町村の要配慮者対策を促進し、大規模自然災害発生時における要配慮者の健康の支援体制を確保します。

NBC 災害・テロへの対策

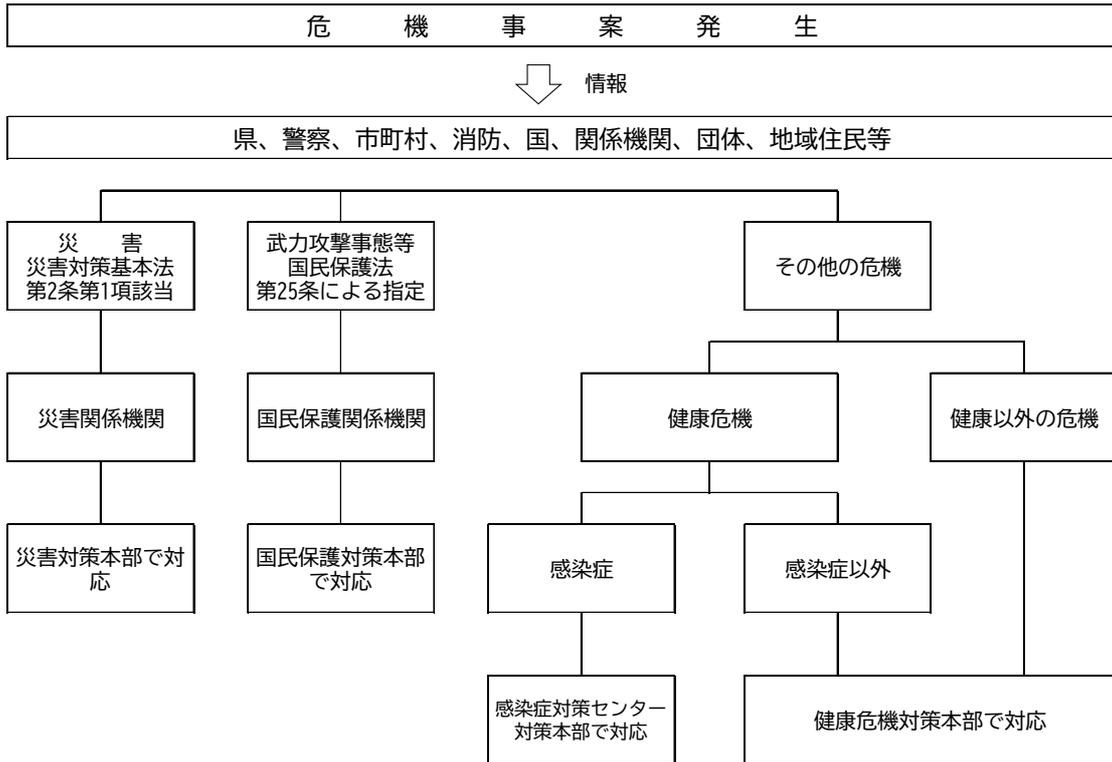
【NBC 災害・テロに対処するための医療体制の構築】

- NBC 災害¹⁰⁵及びテロ発生時には、住民の多数が負傷することが予想されるとともに、特殊な治療が必要となることや二次災害の発生も予想されます。
- このため、医療活動をする関係者の安全の確保に留意するとともに、県、医療機関、消防本部等の関係機関が緊密に連携し、的確かつ迅速に医療活動ができるよう安定的な医療供給体制の確立に努めます。
- また、基幹災害拠点病院である県立中央病院において、NBC 災害を想定した訓練を実施し、参加者の資質の維持・向上を図ります。

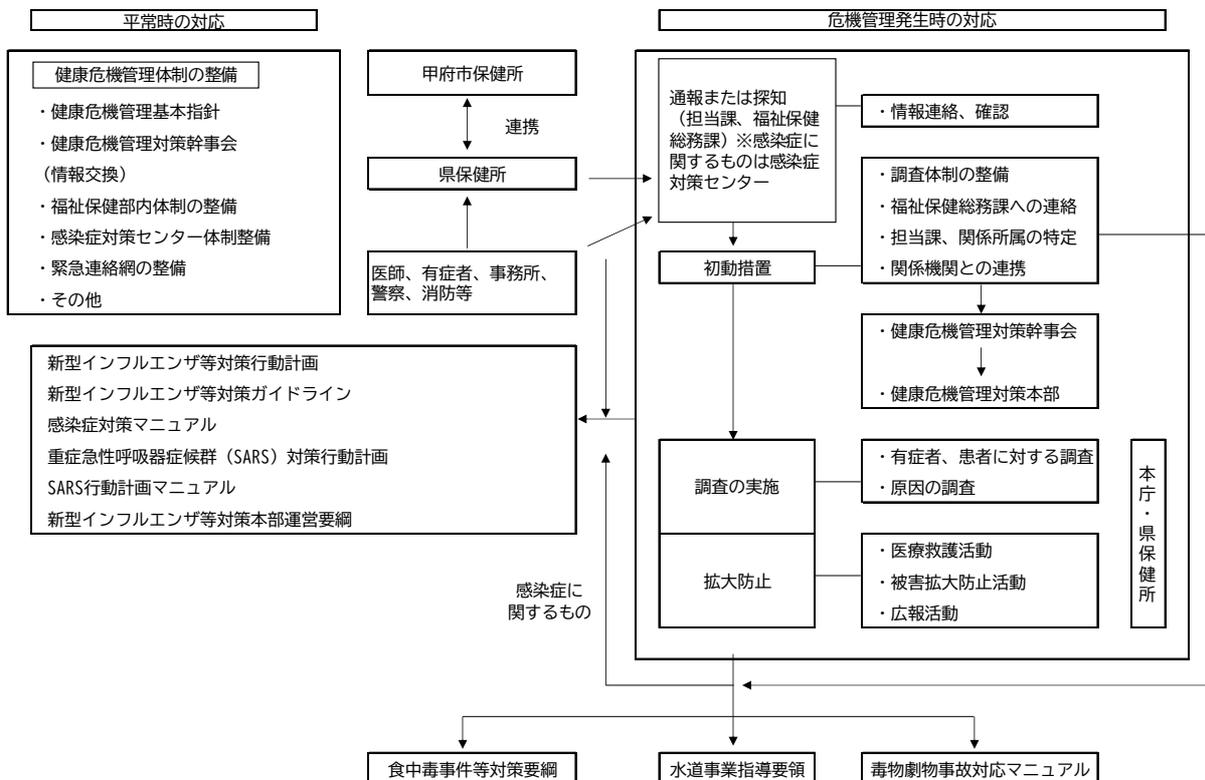
¹⁰⁴ 福祉避難所…避難所生活において、健康面、精神面で大きな影響を受ける、高齢者、障害者等の要配慮者に対して特別に配慮する避難所。

¹⁰⁵ NBC 災害…N は nuclear (核)、B は biological (生物の)、C は chemical (化学の) の頭文字から、原発事故のような核による災害、炭疽菌(たんそきん)事件のような生物による災害、サリン事件のような化学物質による災害の総称。

◎山梨県危機管理体制



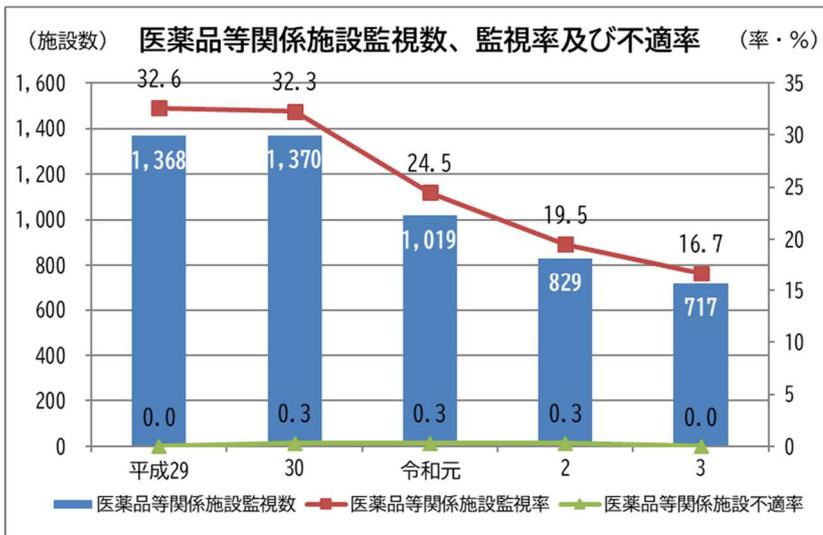
◎県の健康危機管理体制



第2節 医薬品等の安全管理

現状と課題

- 医薬品は、人の生命や健康の維持、疾病の予防や治療等に欠くことのできないものであり、医療保険による医薬品の利用のほか、一般医薬品（OTC 医薬品）を利用して自らの健康を自らが管理するセルフメディケーションも健康の維持に貢献しています。
- しかし、その反面好ましくない副作用の出現や使用方法を誤れば生命、健康に大きな影響を及ぼすため、医薬品の安全性や有効性、品質の確保が求められています。
- また、近年、インターネット等を利用して無承認無許可医薬品等を安易に個人輸入（購入）する傾向がみられる中、これら（ダイエット用健康食品などを含む）による健康被害が発生していますので、それらの危険性について啓発していく必要があります。



資料：衛生行政報告例

※「医薬品等関係施設」には毒物・劇物取扱い施設を含まず。

- 一方、毒物・劇物はその有用性と併せ持つ有害性を考慮した適正な保管と使用を徹底することにより、盗難防止、危害事故防止を図る必要があります。

施策の展開

医薬品等の品質確保対策

- 山梨県では、安全で安心な医薬品等が供給されるよう、薬局や医薬品等販売業者及び医薬品等製造業者等に対して立入検査を実施し、不良・不正医薬品等の流通防止に努めます。
- 一般用医薬品においては、医薬品販売制度を適正に執行し、安全で安心な医薬品等の提供に努めます。
- また、医薬品製造所等に対する GMP¹⁰⁶ に基づく監視を徹底し、医薬品等の品質確保対策を推進します。

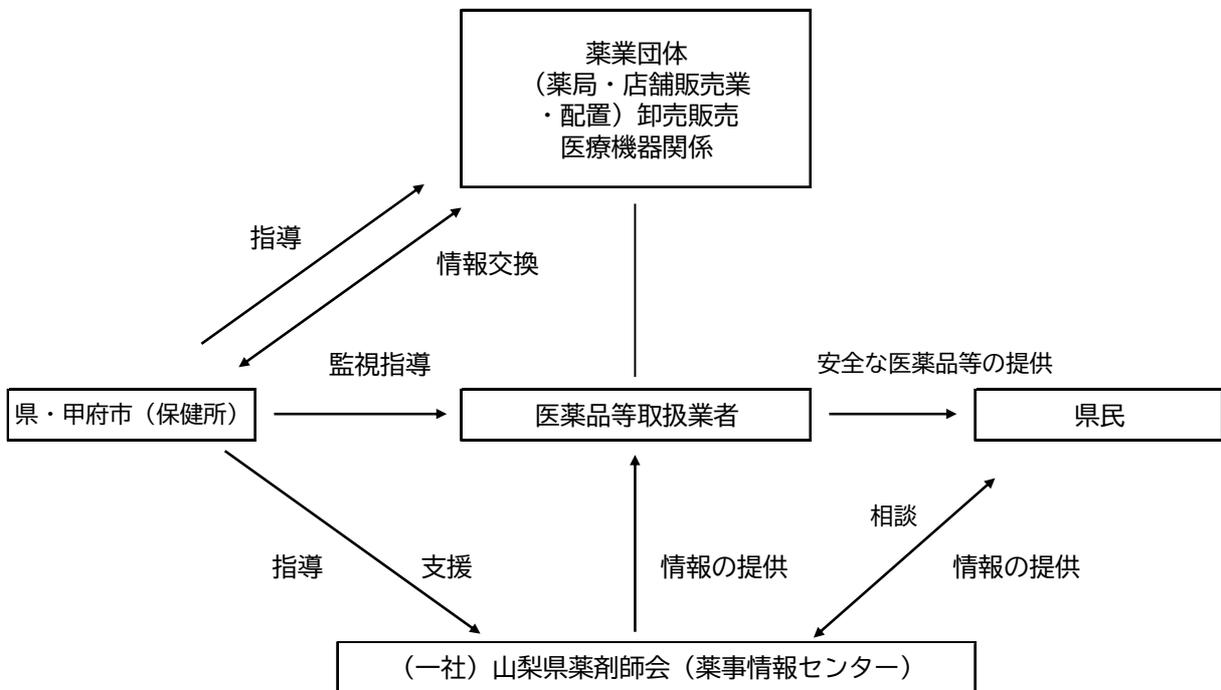
¹⁰⁶ GMP…医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準

- (一社) 山梨県薬剤師会の薬事情報センターを活用し、関係機関・団体と連携し、医薬品の副作用や適正使用などに関する最新情報を一般県民や医療機関等へ正確かつ迅速に提供していきます。
- 国の「第4期医療費適正化基本方針」に基づき設定される目標とともに、本県における後発医薬品使用促進のために設置された「山梨県後発医薬品安心使用促進協議会」における議論を踏まえ、後発医薬品に関する県民及び医療関係者における理解の向上を図ります。

毒劇物による危害発生防止

- 保健所における毒物劇物監視員による毒劇物取扱施設に対する監視指導を引き続き実施し、適正管理、適正使用の徹底を図ります。

<推進体制>



第3節 薬物乱用防止対策

現状と課題

- 麻薬、覚醒剤、大麻等の薬物の乱用は、乱用者個人の心身を滅ぼすのみでなく、家庭を崩壊させ、地域社会にも計り知れない危害をもたらすなど、深刻な社会問題の一つとなっています。
- 覚醒剤等の薬物乱用による検挙者はここ数年横ばい状況ですが、薬物押収量は増加傾向にあり、依然として根強い需要がみられるなど、「第三次覚せい剤乱用期」は継続しています。
- 麻薬、覚醒剤、大麻と同様の幻覚や多幸感の有害性がある違法な物品（いわゆる「危険ドラッグ」）による事件や死亡報告が社会問題となっています。
- 全国的に乱用者は低年齢化しており、特に中学生・高校生などの青少年層への薬物乱用の拡大が懸念されています。
- シンナー乱用事犯は少なくなってきましたが、シンナーは薬物乱用の入門薬物であり、引き続き取扱事業所への立入を実施し、盗難防止等の管理徹底の指導が必要です。
- 薬物乱用者に対する医療体制の充実や、その家族等に対する相談体制の強化が必要です。
- 山梨県では、山梨県薬物乱用対策推進本部を設置し、県民、特に青少年に対する乱用防止の啓発を実施しています。
- 令和4年の本県の薬物事犯検挙者数は74人で、このうち50%にあたる37人が大麻によるものであり、41%にあたる30人が覚醒剤によるものとなっています。

施策の展開

普及啓発の推進

- 山梨県薬物乱用対策推進本部を中心として、関係機関・団体との相互連携を図り、薬物乱用防止推進体制を充実します。
- 小学校、中学校、高等学校においては教育関係者と連携し、薬物乱用防止講習会を行い、また、薬物乱用防止指導員地区協議会を中心に、地域での啓発、指導活動を充実し、地域から乱用薬物の排除に努めます。

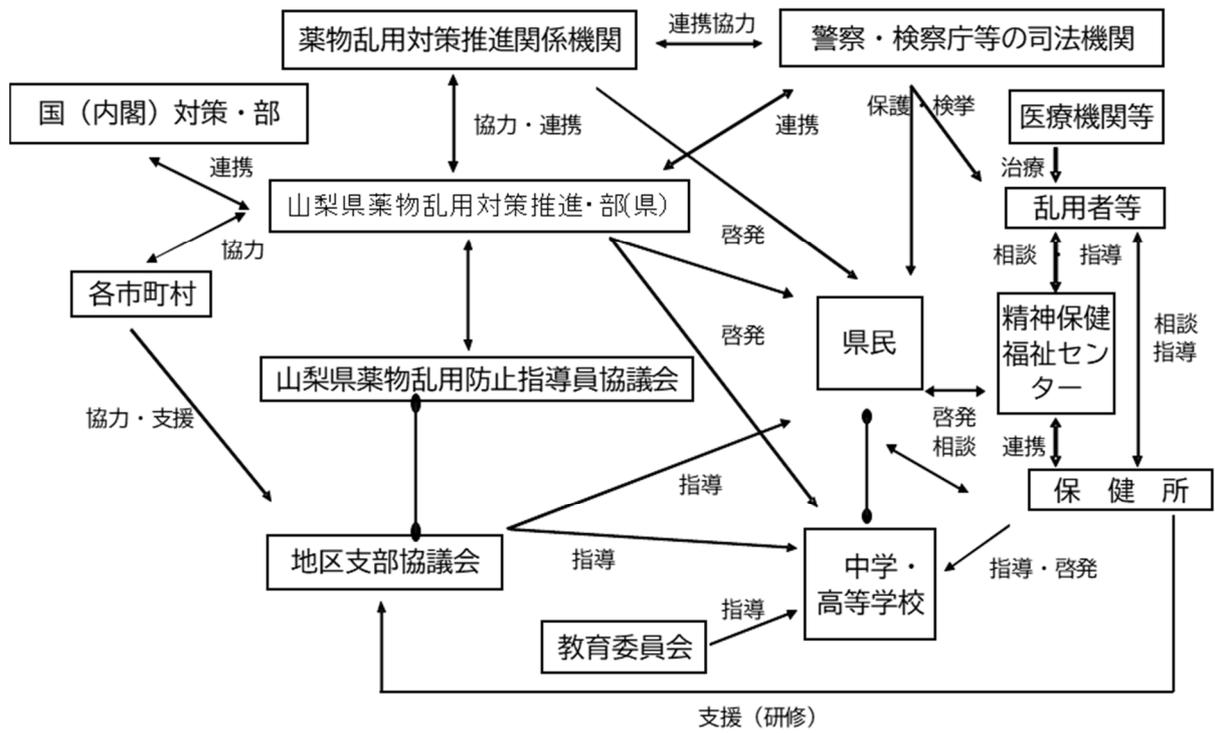
薬物取扱施設に対する指導の強化

- シンナー、トルエン等の毒物劇物を取り扱う業者、麻薬などを取り扱う施設について指導及び取締りを行います。

薬物関連相談事業の充実

- 精神保健福祉センター、保健福祉事務所（保健所）を中心として薬物依存者及びその家族などに対する相談・支援体制を、関係機関と連携しながら強化していきます。

<推進体制>



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

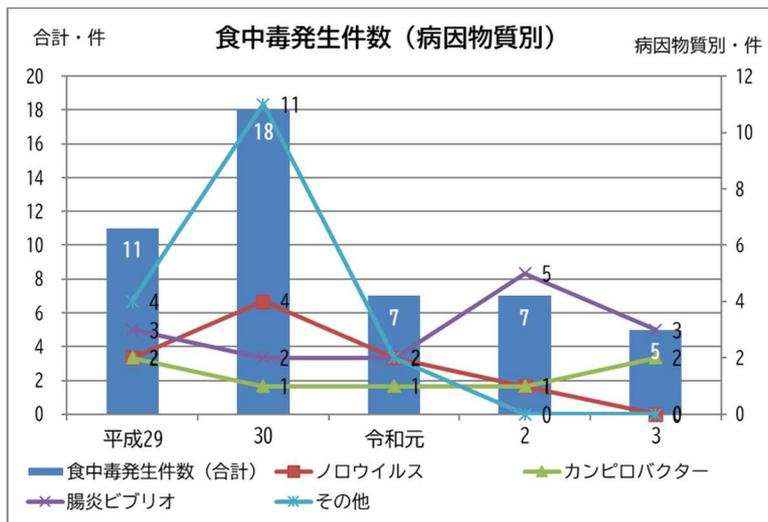
第8章

資料編

第4節 食品の安全確保対策

現状と課題

- 食品の流通の広域化や輸入食品の増大などにより、食品の安全性への関心は益々高まっており、食の安全性の確保が強く求められています。
- 本県の食中毒の発生件数は、次のとおりです。
- 病因物質別でみると、ノロウイルス・カンピロバクター・アニサキスによる食中毒が主流を占めており、ノロウイルスに感染した調理従事者を介したノロウイルス食中毒・食肉（特に鶏肉）に起因するカンピロバクター食中毒・刺身の喫食によるアニサキス食中毒が発生している状況です。



資料：食中毒統計資料（県衛生薬務課）

- こうした中、食品の安全性の確保と県民の健康を保護するため、食品衛生法第24条第1項に基づき毎年度「山梨県食品衛生監視指導計画」を策定し、リスク分析に基づく監視指導や、食品の収去検査の実施、自主的な衛生管理の推進、関係部局等との連携強化等による食品衛生行政を推進しています。

施策の展開

食品衛生監視指導

【重点監視事項の設定】

- 発生が多く見られる食中毒の防止対策など、本県が重点的に監視指導をすべき事項を年度毎に設定し、効率的かつ効果的な監視指導を実施します。

【標準監視回数の設定】

- 食品の流通の広域性、規模、過去の食品事故の発生状況等から監視の重要度の高い順にランク分けし、標準監視回数の設定などにより、計画的かつ効果的な監視指導を実施します。

【一斉監視の実施】

- 観光地の集中監視や夏期・年末一斉取締り等により監視を効率的に行うとともに、食品表示

の関係部署が連携して、総合的、効率的な立入調査及び指導を合同で行い食品表示の適正化を図っていきます。

流通食品等の安全性確保

【食品の収去検査等の実施】

- 県内で生産・製造・流通・販売されている食品について、食品衛生法で定める食品の規格基準や山梨県食品の指導基準に基づいた微生物、食品添加物、残留農薬等の検査を行い、違反あるいは不良食品の流通防止、排除を実施します。

【検査体制の充実】

- 検査体制の充実を図り、正確で迅速な検査を実施するとともに、精度管理、検査技術の向上、必要な検査機器の整備等を行い、検査の信頼性を確保します。

食品等事業者の自主衛生管理の推進

- 食品等事業者に対し適切な助言や指導を行い、HACCP¹⁰⁷に沿った衛生管理等の推進を図るなどして、食品等事業者や関係団体による自主的な衛生管理を促進します。

食中毒発生時の対応

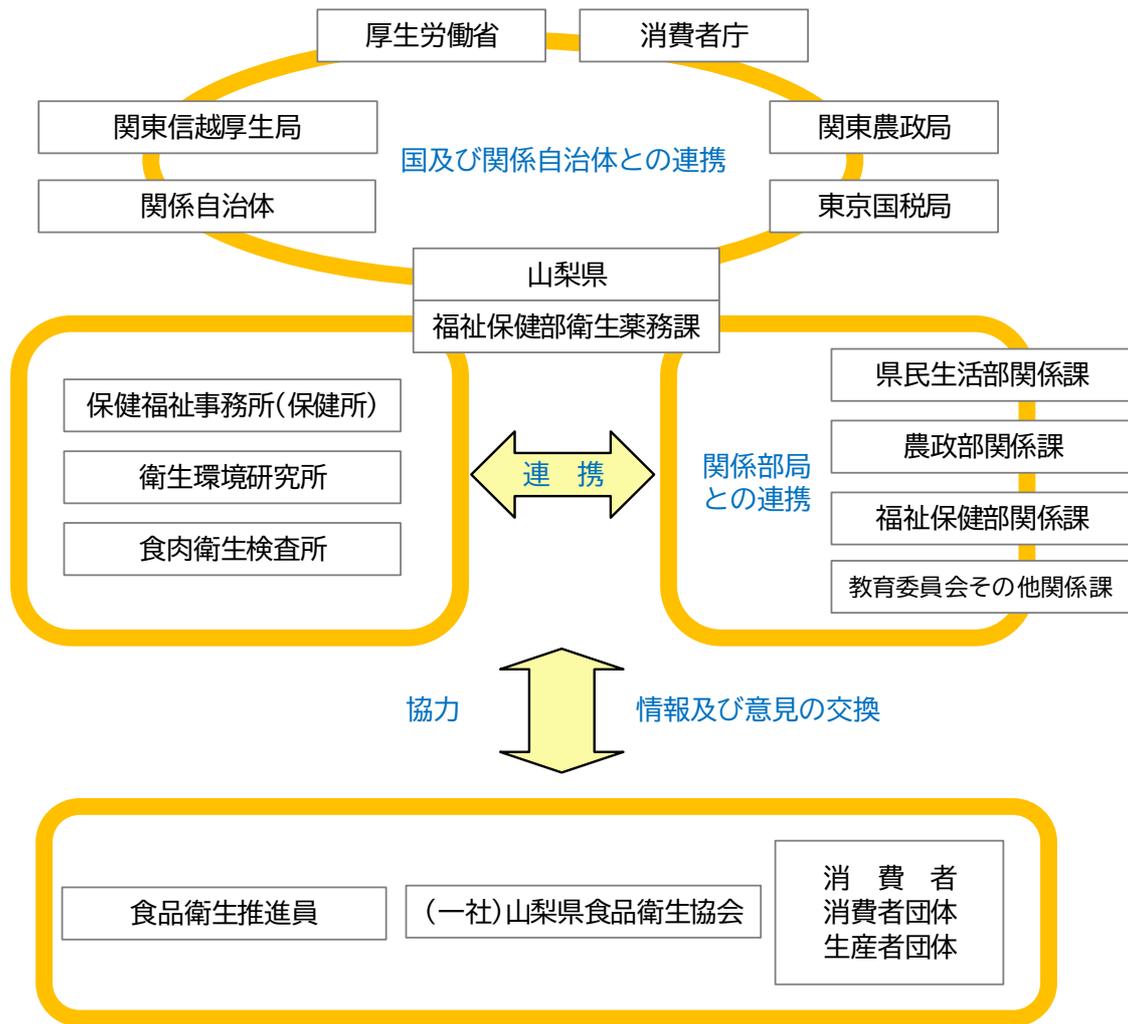
- 食中毒発生時には、原因究明のため迅速で正確な疫学調査や検体採取及び調査結果の分析を行うとともに、被害の拡大や再発防止のため食品等事業者に適切な指導を行い、食品衛生管理の周知徹底を図ります。
- また、衛生環境研究所では、食中毒の病因物質を特定するため、細菌やウイルスの検査及び遺伝子解析等を実施します。

県民への情報提供等

- 食品衛生月間(8月)を中心に消費者講習会、広報誌、県ホームページ等において食品衛生に関する情報の提供を行い、知識の普及啓発に努めます。
- また、毎年度の県食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、県民から意見聴取を行い計画へ反映します。

¹⁰⁷ HACCP…「危害分析重要管理点」の意味で、食品の製造過程において食中毒等の原因となる危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視・記録することにより、一つひとつの食品の安全性を確保する衛生管理の手法。

<食品衛生監視指導の連携体制>



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
資料編

第5節 生活衛生対策

現状と課題

生活衛生関係営業施設等

- 県民の多くが利用する生活衛生関係営業施設や特定建築物において、空調設備や循環浴槽などの衛生管理の不備に起因するレジオネラ症などの健康問題の恐れが生じており、特に抵抗力、免疫力の低下した高齢者が利用する施設などでは更に高まります。
- このような生活衛生関係の営業施設、公衆浴場及び旅館等の入浴施設においては衛生的なサービスが提供されなければなりません。
- 住環境に起因する健康被害や不特定多数の人が利用するビル、プール等の衛生管理に関する情報提供を行い、事業者と協力し、安全で快適な住まいに関する認識の向上を図り、安全・安心な県民生活を保持する必要があります。

水道の施設整備等

- 水道の施設整備については、老朽化により、多くが更新の時期を迎えていますが、近年の厳しい財政状況により更新が進んでいないのが実情です。
- 水源周辺の環境は開発等により多様に変化しています。
- このような中で、事業者は、安全な水質を確保し住民に対し安定的に供給する必要があります。
- 災害時における地域住民への水道水の確保は重要ですので、災害時に迅速な対応と応援を行うため、水道災害防止計画又は地域防災計画等に基づく体制整備が必要です。

施策の展開

生活衛生関係営業施設の衛生管理の徹底

- 理容や美容、クリーニングなど、生活に密着したサービスが衛生的に提供されるよう、生活衛生関係の営業施設の監督指導を行うとともに、公衆浴場や旅館等の浴槽水の自主検査（レジオネラ属菌他）の徹底を図り、衛生を確保します。

特定建築物等における衛生管理向上の推進

- 安全で快適な居住空間を確保するため、建築物に起因する健康問題に関する知識の普及啓発を図るとともに、不特定多数が利用するビルやプール等の自主的な衛生管理の徹底を図ります。

水道水の安全確保

- 各水道事業者の施設整備計画に対する指導及び水道事業の広域化を促進し、効率的な老朽化施設の更新及び災害に強い水道施設の整備促進を図ります。

- 山梨県水道水質管理計画に基づく水質監視の実施等、水道水質の安全を確保します。

災害時における安全な水道水の確保対策

- 市町村における水道災害防止計画又は地域防災計画等に基づく体制整備に対する支援、推進を図ります。
- 水道災害情報伝達訓練を実施します。

<推進体制>

